**令和７年度採用**

**練馬区会計年度任用職員（母子・父子自立支援員兼女性相談支援員）採用選考募集案内**

１　募集人数（採用予定数）および勤務場所

　⑴　募集人数（採用予定数）

　　　３名

　⑵　勤務場所

（雇入れ直後）練馬総合福祉事務所（１名）

　　　　　　　石神井総合福祉事務所（１名）

　　　　　　　大泉総合福祉事務所（１名）

（変更の範囲）変更なし

２　職務内容

　（雇入れ直後）

　　⑴　母子及び父子並びに寡婦福祉法および生活一般についての相談支援

〈業務内容１〉住宅・子育て・就業など生活基盤上の諸問題に関する相談

　　　　〈業務内容２〉離婚直後など、地域で安定した生活を営むための精神的支援　等

　　⑵　職業能力の向上および求職活動等就業についての相談支援

〈業務内容１〉職業能力の開発および訓練等に関する情報提供

　　　　〈業務内容２〉各種制度について情報提供等

　　⑶　その他ひとり親の方の自立に必要な支援

〈業務内容１〉手当の受給や教育費、養育費等の相談

〈業務内容２〉福祉資金の貸付に関する相談

⑷　困難な問題を抱える女性に対する相談援助

適切な支援が受けられるよう、意思決定の支援や関係機関との連絡調整　等

⑸　その他管轄の総合福祉事務所長が必要と認める事項（所属する係に関する、職員として一般的な業務（電話取次、窓口取次、一斉作業への協力等））

　（変更の範囲）変更なし

３　応募資格

　　次の要件を備えており、健康で職務に意欲のある者

1. 社会福祉士の資格を有する者
2. (1)と同等の知識経験がある者で、区長が特に認めた者

４　任用期間

令和７年４月１日～令和８年３月31日（１年間）

※　令和８年３月31日まで任用される方については、令和８年４月１日に、同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。(面接などの選考は行います。)

５　勤務条件

⑴　報酬額　　月額　219,978円（地域手当相当額を含む）

　　　※　報酬の支給日は、当月15日です。

　　　※　採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

　　　　※　特勤手当（日額390円）を勤務実績に応じて翌月に支給します。16日勤務した場合の合計支給額は226,218円になります。

※　通勤に伴う交通費相当額を支給します。（１か月の上限額　55,000円）

　　　※　この他に期末手当および勤勉手当の支給があります。

⑵　勤務日数　　　　　月16日勤務

⑶　勤務時間　　　　　 8：30～17：15

⑷　休憩時間　　　　　12：00～13：00

⑸　勤務を要しない日　土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日

⑹　時間外労働　　　　所属長が認めたもので超過勤務（月１時間程度）が発生する場合あり。

⑺　加入保険　　　　　東京都職員共済組合（医療保険）（有・無）、

厚生年金保険（有・無）、雇用保険（有・無）

⑻　年次有給休暇　　　所定の年次有給休暇を付与します。

⑼　その他　　　　　　練馬区役所練馬庁舎・石神井庁舎総合福祉事務所は敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

　　　　　　　　　　　大泉総合福祉事務所は建物内禁煙

６　選考方法・日程等

　　⑴　第一次選考（書類選考）

　　　　受験申込書および課題小論文により選考します。

　　　　【書類選考結果】11月下旬郵送予定

　　⑵　第二次選考（面接）

　　　　第一次選考の合格者を対象に面接を行います。

　　　　時間、会場は第一次選考の合格通知とあわせて通知します。

【面接予定日】令和６年12月４日（水）、５（木）、６（金）、９日（月）

　　　　　　　　　　　※　上記以外の面接日程の場合もあります。

　　　　【最終選考結果】令和６年12月中旬に郵送予定

７　申込方法

　　次の書類を令和６年11月21日(木)までに生活福祉課管理係へ提出してください。

⑴　提出書類

　　　　・受験申込書（写真添付）

　　　　・小論文（所定様式・800字から1,200字程度）

　　　　　テーマ

「女性やひとり親家庭の自立支援について、相談員としてどのように取り組むべきか」

　　　　・社会福祉士の資格免許の写し（有資格者の場合）

　　⑵　受付期間および受付場所

　　　　【持参の場合】

　　　　　受付期間：令和６年11月21日(木)まで

　　　　　　　　　　※　土・日曜日を除く

※　午前８時30分から午後５時15分まで

　　　　　受付場所：生活福祉課管理係（練馬区豊玉北６-12-１　練馬区役所東庁舎７階）

　　　　【郵送の場合】

　　　　　受付期間：令和６年11月21日(木)《必着》

　　　　　郵送先　：〒176－8501　東京都練馬区豊玉北６-12-１　生活福祉課管理係

※　受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかもしくは民法の規定に該当する者は受験できません。

|  |
| --- |
| 〇地方公務員法  (欠格条項)  第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。  一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者  四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  ※　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。 |

８　その他

ご提出いただく書類に記載されている個人情報は、採用選考関係のみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

９　申込先・問合せ先

〒176－8501

東京都練馬区豊玉北６-12‐１　練馬区役所東庁舎７階

　　練馬区福祉部生活福祉課管理係

電　話：03-5984-1532

ＦＡＸ：03-3993-1181

メール：SEIKATUFUKUSI01@city.nerima.tokyo.jp